

【2000年5月18日】児童手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

参議院国民福祉委員会

児童手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(平成12年5月18日 参議院国民福祉委員会)

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 一 今後の少子化社会における児童手当制度の在り方については、子育てを行う家庭の経済的負担を軽減するとともに、児童の健全な発達を支援する観点から、児童養育費の実態と、主として女性が育児を担っている実態を踏まえつつ、雇用や賃金体系、扶養控除の見直し等の税制の在り方、保育、母子保健などの他の子育て支援策、社会や家庭における性別役割分業の解消策との関連等に十分留意し、可及的速やかに明確な基本方針を示し、国民的合意の形成を図ること。
- 二 これを踏まえ、速やかに児童手当の支給対象児童の範囲、支給期間、支給額、所得制限、財源と費用負担等について抜本的に再検討し、制度の充実を図ること。
- 三 今回の改正により支給対象者が拡大することにかんがみ、その実態に当たっては、新たな受給者が漏れなく手当の支給を受けられるよう、改正の趣旨及び内容の周知徹底を図ること。